

(国交付金) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る補足事項

1. 共通事項

【補助協議書(様式第1)に係る留意事項】

「1 整備費」は、税込み金額で算出・記載すること。

「2 整備内容」には、どのような危険性を改善するための、どのような事業内容(施工内容)か具体的に明記すること。

事業内容には、施工内容についても記載し、工法や設置する設備の能力等を明らかにすること。

【複合型施設(複数の事業を実施する施設)に係る留意事項】

各種補助事業を実施するにあたり、複合型施設(複数の事業を実施する施設)は、国の示す按分方法(補助対象面積確認シート参照)により補助対象面積を算出する必要があること。

また、専有面積・共有面積の判定にあたっては、別紙「面積按分に関する留意事項」を確認すること。

複合型施設は、平面図について、各事業の専有面積部分と共有面積部分を色分けする必要があるため、異なる色の線で囲うなど区別したうえで提出すること。

【追加提出資料例】 ※記載がない資料を請求する場合があります

- ・業務継続計画、非常災害対策計画、避難確保計画
- ・金銭消費貸借契約における返済計画、返済状況に関する書類
- ・預金残高明細書、融資証明書等の自己負担額の調達に関する書類
- ・下記の各事業の留意事項に記載されている書類

2. 事業各論

【スプリンクラー設備等整備に係る留意事項】

●追加提出資料

- ・スプリンクラーの散水範囲が分かる図面

【耐震化に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の3要件をすべて満たすもの。

- ①昭和56年5月31日までに建築確認申請が受理されていた旧耐震基準による建築物であること。
- ②耐震診断の結果、震度6強以上の地震で倒壊の危険性があること。
- ③必要な耐震改修及び拐取に伴う修繕を実施するもの。

●追加提出資料

- ・耐震診断の結果

【非常用自家発電設備整備に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の2要件をすべて満たすもの。

- ① 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- ② 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの。

(その他補助対象に係る留意事項)

- ・老朽化（概ね10年）に伴う更新、発電容量増加及びこれらに伴う燃料タンクの整備は補助対象である。
- ・平時を含めた使用が想定される設備は対象外である。
- ・非常時において安定的に使用できないことが想定されるもの（自然エネルギーを活用した発電設備など）については対象外である。
- ・可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、設置工事が伴わない場合は対象外である。
- ・耐震性が確保されるよう留意すること。
- ・津波や浸水の水害や土砂災害の影響を受けない場所であるよう留意すること。

●追加提出資料

(1) 災害発生時に72時間以上稼働可能であることを証する資料

- ・非常用に使用する機器及び使用電力一覧
- ・発電機の型番、容量、1時間当たりの燃料消費量、連続稼働時間が確認できる資料
※メーカーが掲載している資料やカタログで可
- ・タンクや燃料油庫などの容量が確認できる資料

(2) 耐震性の確保を証する資料

- ・アンカーボルト計算書
- ・契約書（仕様書）案、見積（積算）内訳書

●燃料タンク整備に係る有資格者の配置、消防局への届出について（ガソリン等の場合）

- ① 燃料タンクの貯蔵量に応じて、事業者は危険物取扱者有資格者の配置が必要になる。
 - ・ガソリンの貯蔵は、2000ℓ以上
 - ・軽油の貯蔵は、1000ℓ以上
 - ・重油の貯蔵は、2000ℓ以上
- ② 燃料タンクの容量が、各規制値の5分の1以上の容量になる場合は、少量危険物貯蔵に該当するため、消防局に「少量危険物貯蔵等届出書」を提出し確認を受けること。
 - ・ガソリンの貯蔵は、40ℓ～200ℓ未満
 - ・軽油の貯蔵は、200ℓ～1000ℓ未満
 - ・重油の貯蔵は、400ℓ～2000ℓ未満

●燃料タンク整備に係る消防局への届出について（LPガス（液化石油ガス）の場合）

LPガス（液化石油ガス）を300kg以上貯蔵する場合は、消防局に「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届」を提出し確認を受けること。

【水害対策強化に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の2要件をすべて満たすもの。

- ①整備計画一覧表に記載するいずれかの区域に所在すること。
- ②水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のための整備又は浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備であること。

【給水設備整備に係る留意事項】

●補助対象について

以下の2要件をすべて満たすもの。

- ①受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であること。
- ②長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、72時間以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの。

(その他補助対象に係る留意事項)

- ・老朽化（概ね10年）に伴う更新、受水量増加のための改造は補助対象である。
- ・耐震性が確保されるよう留意すること。
- ・津波や浸水の水害や土砂災害の影響を受けない場所であるよう留意すること。

●追加提出資料

(1) 災害発生時に72時間以上の事業継続可能であることを証する資料

- ・非常用に水を使用する行為及び使用水量一覧
- ・受水槽の容量が確認できる資料
※メーカーが掲載している資料やカタログで可

(2) 耐震性の確保を証する資料

- ・アンカーボルト計算書
- ・契約書（仕様書）案、見積（積算）内訳書

【ブロック塀等改修整備に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の要件を満たすもの

- ・敷地内に設置されているブロック塀等のうち、安全点検の結果損壊するおそれがある等安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備・改修であること。

(その他補助対象に係る留意事項)

- ・安全性を確保するための整備とは、解体、撤去及び解体・撤去後の生け垣やフェンス等のブロック塀等以外のものを含む再設置のことを指す。
- ・安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分は補助対象である。

【換気設備整備に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の2要件をすべて満たすもの。

- ①感染リスクの高い風通しの悪い空間で、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができないこと。
- ②感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置すること。

(その他補助対象に係る留意事項)

- ・現に通常の換気(窓を開ける、換気扇を回す等)を行うことができる場合には補助対象外であること。
- ・エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外であること。
- ・換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外となること。

●補助対象面積の考え方

- ・補助対象は「居室」に限ること。
- ・補助上限(4,000円/㎡)という面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなること。

【国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕に係る留意事項】

●補助対象要件

以下の3要件のいずれかを満たすもの。

- ①今回の協議において、耐震化、非常用自家発電設備、水害対策強化、ブロック塀等改修のいずれかの事業が採択されること。
- ②本協議実施時点において、耐震化、非常用自家発電設備、水害対策強化、ブロック塀等改修のいずれかの事業に係る交付決定を受け、事業を実施しているもの。
- ③平成30年2月1日以降に耐震化、非常用自家発電設備、水害対策強化、ブロック塀等改修のいずれかの事業を実施し、本協議時点で既に整備が完了しているもの。